

廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業

789百万円(1,300百万円)

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
廃棄物対策課

1. 事業の概要

廃棄物処理業者等が行う高効率な廃棄物エネルギー利用施設及び高効率なバイオマスエネルギー利用施設の整備事業について補助を行うものである。平成23年度からは、廃棄物処理法改正(平成22年5月)により熱回収施設設置者認定制度が創設されたことを受けて、廃棄物焼却炉に高効率熱回収設備を導入する事業への補助制度を新設する。また、廃棄物収集車の低炭素化を図るため、地方公共団体及び民間事業者を対象として、電動式塵芥収集車(パッカー装置を電動化した塵芥車)を導入する事業への補助制度を新設する。

2. 事業計画

民間事業者(一定以上のエネルギー利用効率を有する以下の施設等)

廃棄物高効率熱回収

廃棄物燃料製造

バイオマス発電

バイオマス燃料製造

バイオマス熱供給

ごみ発電ネットワーク

バイオマスコージェネレーション

熱輸送システム

民間事業者又は地方公共団体

低炭素自動車導入(下線は、新規要求)

～ : 施設の高効率化にともない追加的に生じる施設整備費
(ただし、補助対象となる施設整備費の1/3を限度)

、 : 補助対象となる施設整備費の1/2

: 電動式塵芥収集車(パッカー装置を電動化した塵芥車。電動化と併せて車体をハイブリッド化又はCNG化する場合を含む。)を導入する事業について、通常車両との差額の1/2

3. 施策の効果

高効率な熱回収の促進等により、廃棄物エネルギーのさらなる利用拡大が進むとともに、廃棄物・リサイクル分野の温室効果ガス排出量が削減され、循環型社会と低炭素社会の統合的実現が推進される。

廃棄物処理エネルギー導入・低炭素化促進事業

概要

- 廃棄物処理業者等が行う高効率な廃棄物エネルギー利用施設及びバイオマスエネルギー利用施設の整備事業について補助。
- 廃棄物処理法改正(平成22年5月)により熱回収施設設置者認定制度が創設されたことを受けて、廃棄物焼却炉に高効率熱回収設備を導入する事業への補助制度を新設。
- 廃棄物収集車の低炭素化を図るため、地方公共団体及び民間事業者を対象として、電動式塵芥収集車(パッカー装置を電動化した塵芥車)を導入する事業への補助制度を新設する。

対象事業

(下線部は、新規要求)

民間事業者

- | | |
|------------------|------------|
| <u>廃棄物高効率熱回収</u> | 廃棄物燃料製造 |
| バイオマス発電 | バイオマス燃料製造 |
| バイオマス熱供給 | ごみ発電ネットワーク |
| バイオマスコージェネレーション | 熱輸送システム |

～ : 施設の高効率化にともない追加的に生じる施設整備費
(ただし、補助対象となる施設整備費の1/3を限度)
、 : 補助対象となる施設整備費の1/2

民間事業者 又は地方公共団体

低炭素自動車導入

: 電動式塵芥収集車(パッカー装置を電動化した塵芥車。電動化と併せて車体をハイブリッド化又はCNG化する場合を含む。)を導入する事業について、通常車両との差額の1/2

循環型社会と低炭素社会の統合的実現